

総社市告示第94号

総社市高齢者給食サービス事業実施要綱（平成18年総社市告示第88号）の一部を次のように改正する。

平成29年6月29日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改正後	改正前
<p>（事業の実施方法等） 第4条 事業は、配食方式により<u>月曜日から金曜日までの5日間</u>において夕食を届けるものとする。 2 略 （利用の申請及び決定等） 第5条 この事業の利用を希望する者は、給食サービス事業利用申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ利用の適否を決定し、給食サービス事業利用決定（却下）通知書によりその旨を申請者に通知するとともに給食サービス事業利用者台帳に登載するものとする。 （利用の変更） 第6条 前条の規定により、利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容に変更を生じるときは、速やかに給食サービス事業利用変更申請書（以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の変更申請書を受理し、利用の決定の内容を変更する必要があると認めるときは、給食サービス事業利用変更決定通知書によりその旨を申請者に通知するとともに登載内容を変更するものとする。</p>	<p>（事業の実施方法等） 第4条 事業は、配食方式により<u>原則として火曜日及び金曜日の夕食</u>を届けるものとする。 2 略 （利用の申請及び決定等） 第5条 この事業の利用を希望する者は、給食サービス事業利用申請書（<u>様式第1号</u>。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ利用の適否を決定し、給食サービス事業利用決定（却下）通知書（<u>様式第2号</u>）によりその旨を申請者に通知するとともに給食サービス事業利用者台帳（<u>様式第3号</u>）に登載するものとする。 （利用の変更） 第6条 前条の規定により、利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容に変更を生じるときは、速やかに給食サービス事業利用変更申請書（<u>様式第4号</u>。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の変更申請書を受理し、利用の決定の内容を変更する必要があると認めるときは、給食サービス事業利用変更決定通知書（<u>様式第5号</u>）によりその旨を申請者に通知するとともに登載内容を変更するものと</p>

<p>(利用の廃止)</p> <p>第7条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに給食サービス事業利用廃止届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(報告)</p> <p>第8条 実施法人は、必要な帳簿類を整備し、事業の実施状況を毎月市長に報告しなければならない。</p>	<p>する。</p> <p>(利用の廃止)</p> <p>第7条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに給食サービス事業利用廃止届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(報告)</p> <p>第8条 第2条において、実施法人は、必要な帳簿類を整備し、事業の実施状況を毎月市長に報告しなければならない。</p> <p><u>様式第1号(第5条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第2号(第5条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第3号(第5条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第4号(第6条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第5号(第6条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第6号(第7条関係)</u> 略</p>
--	--

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。